

市立釧路総合病院開放病床への入院についてのご説明

市立釧路総合病院開放病床への入院に際しましては、以下に掲げる利用に関する利点や自己費用負担について、かかりつけ医より十分に説明を受け納得された上でご利用ください。

1. 開放病床について

開放病床は、病院のベッドや施設・設備の一部をかかりつけ医に開放し、入院中は、市立釧路総合病院担当医が院内主治医、かかりつけ医が副主治医となり、協力して入院から退院後まで一貫した診療を行うための病床です。

2. 開放病床を利用される利点について

市立釧路総合病院に入院した患者さまをかかりつけ医が訪問し、市立釧路総合病院の医師と共同して状態経過に応じた診療を行うことが可能です。かかりつけ医は、患者さまの入院中の病状・経過を把握していますので、退院後再び安心して診療を受けることができます。

3. 開放病床利用にかかる診療費用の自己負担について

市立釧路総合病院開放病床にかかりつけ医が登院して診療した場合、かかりつけ医に、退院時共同指導料及び開放型病院共同指導料が発生する場合があります。

この場合、自己負担していただく料金はつぎのとおりとなります。なお、かかりつけ医へのお支払いについては当院退院後、初回受診の際にお支払いください。

自己負担金退院時共同指導料1

※ 当該入院中1回に限り算定

1 割負担 900円

2 割負担 1,800円

3 割負担 2,700円

4. 開放病床利用にかかる入院費用の自己負担について

開放病床に入院された場合は入院に関する費用を別途徴収いたします。